

2. 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいえるべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法 の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。

二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。

3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3. 文化芸術の振興に関する基本的な方針—文化芸術資源で未来をつくる— (第4次基本方針) 概要 (平成27年5月22日閣議決定)

〈今回の改訂のポイント〉

- 対象期間を、2020年度までのおおむね6年間（平成27年度～平成32年度）
- 第3次方針策定時（平成23年2月）以後の諸情勢の変化を踏まえた文化政策の方針を明示（地方創生、2020年東京大会、東日本大震災等）
- 我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を明示

【我が国が目指す文化芸術立国の姿】

- ◆ あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供
- ◆ 2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開
- ◆ 被災地からは復興の姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信
- ◆ 文化芸術関係の新たな雇用や産業が現在よりも大幅に創出

- 「文化芸術立国」の実現のための成果目標と成果指標を提示

【成果目標・成果指標】

- 日本の誇りとして「文化芸術」を挙げる国民の割合
(2014年1月：50.5%→2020年に約6割へ)
- 地域の文化的環境に対して満足する国民の割合
(2009年11月：52.1%→2020年に約6割へ)
- 寄付活動を行う国民の割合（2009年11月：9.1% →2020年に倍増へ）
- 鑑賞活動をする国民の割合（2009年11月：62.8%→2020年に約8割へ）
- 文化芸術活動をする国民の割合（2009年11月：23.7%→2020年に約4割へ）
- 訪日外国人旅行者数（2014年：1,341万4千人→2020年に2000万人へ）

第1 社会を挙げての文化芸術振興

- 地方創生：文化芸術、町並み等を地域資源として戦略的に活用し、地方創生の起爆剤に！
- 2020年東京大会：全国津々浦々で、あらゆる主体が『文化プログラム』を展開、多くの人々が参画
→2016年リオ大会後、オリンピック・ムーブメントを国際的に高める取組を実施し、機運の醸成
- 東日本大震災からの復興：文化芸術の魅力で、国内や世界のモデルとなる『新しい東北』の創造
- 文化芸術への公的支援を、戦略的投資と位置づけ、文化芸術振興への支援を重点化

第2 文化芸術振興に関する重点施策

●重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

- ・芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援
- ・日本と海外との多様な芸術交流など、分野の特性に配慮しつつ、戦略的かつ工夫を凝らした創造活動の推進
- ・地域の多様な主体による文化政策の立案
- ・国内外の芸術家を積極的に地域へ受け入れる取組への支援
- ・文化芸術創造都市の全国的ネットワークの充実・強化、観光・産業振興との連携
- ・日本版アーツカウンシル
- ・障害者の芸術活動の振興
- ・衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興
- ・全国の公演や文化芸術イベント等の情報発信
- ・2020年東京大会を見据えたファンドへの協力要請、民間企業等の活動の促進

●重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ・子供や若者の「創造力」と「想像力」の育成
- ・学校における芸術教育の充実
- ・雇用の増大を念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門人材育成・活用
- ・指定管理者制度の理解の促進
- ・伝統文化を支える技術・技能の伝承者に対する支援

●重点戦略3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

- ・文化財の適切な状態での保存・継承
- ・文化財の積極的活用による、各地域の地域振興・観光振興等
- ・「日本遺産（Japan Heritage）」認定の仕組みの創設
- ・歴史文化基本構想による地域の文化財の総合的な保存・活用
- ・ユネスコの世界文化遺産や無形文化遺産への推薦・登録の積極的推進
- ・水中文化遺産の保存・活用の在り方についての調査研究

●重点戦略4：国内外の文化的多様性や相互理解の促進

- ・日本の芸術作品や芸術家・文化人等の海外展開
- ・国内外の国際的芸術イベントの充実
- ・文化施設や大学における文化発信・交流の活動・内容の充実
- ・デジタルアーカイブ化（映画、舞台芸術、アニメ、マンガ、ゲーム、デザイン、写真、建築、文化財等）の促進や分野横断的整備の検討、我が国のメディア芸術を広く海外に発信

- ・日本各地の文化創造と国際的発信の拠点づくりの推進
- ・文化施設等をユニークベニュー^{*1}として公開・活用し、MICE^{*2}の誘致や開催
 - (*1) ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。
 - (*2) MICE：Meeting（企業等のミーティング）、Incentive（企業等の報奨・研修旅行）、Convention（国際会議）、Exhibition/Event（展示会・イベント）の総称。
- ・我が国の高度な文化遺産保護に係る知識・技術・経験を活用した国際協力の推進
- ・東アジア文化都市の取組、東アジアにおける若い世代の芸術家等の交流の推進
- ・外国人に対する日本語教育の推進

●重点戦略5：文化芸術振興のための体制の整備

- ・国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実
- ・『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針』に基づく取組の推進
- ・文化政策の形成に寄与する基礎的なデータの収集や各種調査研究
- ・デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法に定める文化芸術振興の基本理念に基づき、以下の事項ごとに具体的施策

- | | |
|---------------|----------------|
| 1 文化芸術各分野の振興 | 2 地域における文化芸術振興 |
| 3 国際交流等の推進 | 4 芸術家等の養成及び確保等 |
| 5 国語の正しい理解 | 6 日本語教育の普及及び充実 |
| 7 著作権等の保護及び利用 | 8 国民の文化芸術活動の充実 |
| 9 文化芸術拠点の充実等 | 10 その他の基盤の整備等 |

6

アンケート調査概要

市民アンケート

■全体結果【回答率 %】《一般》

嬉野市文化振興のための 市民アンケート調査ご協力をお願い

市民の皆様には、日頃から嬉野市の文化行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年は、生活様式や価値観の多様化が進む中で、人々の関心が物質的な豊かさから、より質の高い精神的な豊かさに変わってきました。こうした背景の中、市民が文化にふれ、活動する機会は今後ますます増えると考えられます。

こうしたことから、嬉野市では「文化振興基本計画」を策定することとしました。そこで、市民の皆様から嬉野市の文化振興への意見をお聞きし、これからの取り組みに反映させていくために、アンケートを実施いたします。市内にお住まいの18歳以上の方から、1,500名の方を無作為に抽出させていただき、アンケートをお送りしています。ご回答いただきました内容は個人を特定するものではなく、すべて統計的に処理し、調査目的以外に利用することはありません。

お忙しいところ恐縮ですが、この調査につきましてご理解いただき、率直なご意見をお聞かせください。

平成27年1月

嬉野市長 谷口太一郎

- 宛名のご本人がお答えください。
- お答えは、設問ごとに（1つに○印）、（あてはまるものすべてに○印）などそれぞれ指定されていますので、お間違えのないようお願いいたします。
○印は、番号を囲むように濃くつけてください。（例 ①.）
- ご記入いただいた調査票は、**2月10日（火）**までに同封の返信用封筒に入れてポストに投函してください。（切手は貼らなくて結構です。）
- この調査票についてのお問い合わせは、下記にお願いします。
嬉野市役所 企画部 文化・スポーツ振興課（担当：山崎、小野）
電話：0954-66-9320
FAX：0954-66-9321
E-mail：syakai@city.ureshino.lg.jp

問1

はじめに、あなたご自身のことについておたずねします。それぞれの項目ごとにあてはまる番号を選んで1つに○印をつけてください。

(1) あなたの性別	1. 男性【38.1%】	2. 女性【57.9%】 【無回答 4.0%】
(2) あなたの年齢	1. 10代【1.3%】 2. 20代【8.2%】 3. 30代【12.7%】 4. 40代【15.9%】	5. 50代【22.2%】 6. 60代【22.6%】 7. 70歳以上【16.3%】 【無回答 0.8%】
(3) あなたの家族構成	1. 一人暮らし【17.1%】 2. 夫婦のみ【19.5%】 3. 親子【36.2%】	4. 3世代【13.3%】 5. 兄弟姉妹の親族【1.3%】 6. その他【10.8%】 【無回答 1.9%】
(4) あなたの居住年数 (※通算年数)	1. 5年未満【14.2%】 2. 5年以上10年未満 【9.1%】	3. 10年以上20年未満【14.0%】 4. 20年以上【60.9%】 【無回答 1.9%】
(5) あなたの職業 (※主たるもの)	1. 農林水産業【5.3%】 2. 製造業・建設業【8.2%】 3. 卸・小売・飲食・宿泊業 【4.7%】 4. その他サービス業等 (公務員、団体職員含む) 【30.0%】	5. パートタイム・アルバイト 【12.5%】 6. 主婦(夫)【8.9%】 7. 無職【19.2%】 8. 学生、その他【7.0%】 【無回答 4.2%】

問2

あなたは、嬉野市が文化的な環境だと思いますか。(1つに○印)

1. 非常に文化的だと思う【2.5%】
 2. 文化的だと思う【16.9%】
 3. どちらかといえば文化的だと思う【36.6%】
 4. 全く文化的だと思わない【15.9%】
 5. どちらともいえない【25.6%】
- 【無回答 2.5%】

問3

「文化的な環境」という言葉に対して、どのようなイメージを持ちますか。
(3つまで○印)

1. 文化的なイベントが盛んなこと 【28.5%】
 2. 他市や外国との文化交流が盛んなこと 【9.5%】
 3. まちの雰囲気やセンスがよいこと 【21.8%】
 4. 文化芸術施設が充実していること 【23.3%】
 5. 学校などの教育環境が整っていること 【14.6%】
 6. 自主的なサークル活動や学習会などが盛んなこと 【15.0%】
 7. 作家・アーティストなど文化芸術活動の担い手が多いこと 【7.0%】
 8. 自然やみどりに触れる機会が多いこと 【23.5%】
 9. 地域に伝わる伝統芸能・郷土芸能などが大切に継承されていること 【40.2%】
 10. 古い建物、伝統工芸などが大切に継承されていること 【33.2%】
 11. 地域の魅力が広く伝わり多くの観光客が訪れること 【19.0%】
 12. その他（具体的に： _____） 【1.1%】
 13. 分からない 【8.0%】
- 【無回答 3.6%】

問4

あなたが、特に興味のある文化・芸術分野は何ですか。
(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1. クラシック音楽（オーケストラ、吹奏楽、室内楽、オペラなど） 【21.4%】 | 10. 絵画・彫刻・現代アート・写真 【30.4%】 |
| 2. 合唱・コーラス 【8.2%】 | 11. 映画 【38.1%】 |
| 3. ジャズ・ロック・ポップス・演歌・歌謡曲・民族音楽 【32.8%】 | 12. 書道・華道・茶道 【21.1%】 |
| 4. 演劇・ミュージカル・人形劇 【19.9%】 | 13. 陶芸・工芸 【23.3%】 |
| 5. バレエ・ダンス・民族舞踊 【6.3%】 | 14. 詩・俳句・短歌・川柳 【6.8%】 |
| 6. 歌舞伎・能楽・狂言・人形浄瑠璃謡曲（おうたい） 【9.1%】 | 15. コンピューターグラフィック・アニメーション 【7.8%】 |
| 7. 邦楽（琴・三味線、尺八など） 【6.1%】 | 16. 文化財・歴史的遺産 【30.2%】 |
| 8. 邦舞（日本舞踊、道踊りなど） 【8.2%】 | 17. その他（具体的に： _____） 【3.2%】 |
| 9. 落語・講談・浪曲・漫才など 【15.9%】 | 18. 特に興味のある分野はない 【8.7%】 |
- 【無回答 2.1%】

問5

あなたが、昨年1年間で鑑賞した文化・芸術分野の催しは何ですか。
(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1. クラシック音楽（オーケストラ、吹奏楽、室内楽、オペラなど）【10.1%】 | 7. 邦楽（琴・三味線、尺八など）【2.7%】 |
| 2. 合唱・コーラス【8.5%】 | 8. 邦舞（日本舞踊、道踊りなど）【10.6%】 |
| 3. ジャズ・ロック・ポップス・演歌・歌謡曲・民族音楽【17.8%】 | 9. 落語・講談・浪曲・漫才など【6.3%】 |
| 4. 演劇・ミュージカル・人形劇【8.0%】 | 10. 美術・工芸（絵画・彫刻・現代アート・写真・陶芸など）【22.0%】 |
| 5. バレエ・ダンス・民族舞踊【4.2%】 | 11. その他（映画・書道・華道など）【31.1%】 |
| 6. 歌舞伎・能楽・狂言・人形浄瑠璃・謡曲（おうたい）【4.2%】 | 12. 昨年1年間は文化・芸術分野の催しは鑑賞していない【31.9%】 |
| | 【無回答 4.0%】 |

※問5で「1」～「11」に○をつけた方にうかがいます。

問5
付問

鑑賞をした地域はどこですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 嬉野市内【36.3%】 | 6. 佐世保市【5.9%】 |
| 2. 佐賀市【51.5%】 | 7. 福岡市【23.1%】 |
| 3. 武雄市【14.9%】 | 8. その他（具体的に：) |
| 4. 鹿島市【12.9%】 | 【12.5%】 |
| 5. 長崎市【5.6%】 | 【無回答 0.7%】 |

問6

あなたは、昨年1年間でホールやギャラリーなど文化施設で、発表（公演・展示）をしましたか。(1つに○印)

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 発表した【11.4%】 | 【無回答 5.1%】 |
| 2. 発表しなかった【83.5%】 | |

※問6で「1. 発表した」に○をつけた方にうかがいます。

問6
付問

発表した地域はどこですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 嬉野市内【66.7%】 | 6. 佐世保市【0%】 |
| 2. 佐賀市【14.8%】 | 7. 福岡市【7.4%】 |
| 3. 武雄市【3.7%】 | 8. その他（具体的に：) |
| 4. 鹿島市【22.2%】 | 【16.7%】 |
| 5. 長崎市【3.7%】 | 【無回答 3.7%】 |

問7

あなたご自身の文化・芸術活動状況についてうかがいます。日頃、継続的な文化・芸術活動を行っていますか。(1つに○印)

1. 活動している【16.7%】
2. 活動していない【79.3%】
- 【無回答 4.0%】

※問7で「1. 活動している」に○をつけた方にうかがいます。

問7
付問1

活動している分野は何ですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|--|-------------------------------|
| 1. クラシック音楽（オーケストラ、吹奏楽、室内楽、オペラなど）【8.9%】 | 10. 絵画・彫刻・現代アート・写真【11.4%】 |
| 2. 合唱・コーラス【6.3%】 | 11. 映画【1.3%】 |
| 3. ジャズ・ロック・ポップス・演歌・歌謡曲・民族音楽【12.7%】 | 12. 書道・華道・茶道【26.6%】 |
| 4. 演劇・ミュージカル・人形劇【0%】 | 13. 陶芸・工芸【6.3%】 |
| 5. バレエ・ダンス・民族舞踊【8.9%】 | 14. 詩・俳句・短歌・川柳【6.3%】 |
| 6. 歌舞伎・能楽・狂言・人形浄瑠璃・謡曲（おうたい）【6.3%】 | 15. コンピューターグラフィック・アニメーション【0%】 |
| 7. 邦楽（琴・三味線、尺八など）【5.1%】 | 16. 文化財・歴史的遺産【6.3%】 |
| 8. 邦舞（日本舞踊、道踊りなど）【7.6%】 | 17. その他（具体的に： ）【16.5%】 |
| 9. 落語・講談・浪曲・漫才など【0%】 | 【無回答 6.3%】 |

※問7で「1. 活動している」に○をつけた方にうかがいます。

問7
付問2

練習場所など活動している地域はどこですか。(あてはまるものすべてに○印)

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1. 嬉野市内【75.9%】 | 5. 長崎市【6.3%】 |
| 2. 佐賀市【7.6%】 | 6. 佐世保市【0%】 |
| 3. 武雄市【3.8%】 | 7. 福岡市【7.6%】 |
| 4. 鹿島市【21.5%】 | 8. その他（具体的に： ）【11.4%】 |
| | 【無回答 3.8%】 |

問8

あなたは、今後以下のような文化・芸術活動に参加したいと思いますか。
(あてはまるものすべてに○印)

1. 一流の文化・芸術公演の鑑賞 【31.7%】
 2. 地域に伝わる芸能の稽古、学習 【9.5%】
 3. 地域の歴史や文化財などの学習 【16.7%】
 4. 文化施設のサポーター・ボランティア活動 【9.9%】
 5. 観光イベントの実行委員会活動・運営ボランティア 【7.8%】
 6. 公民館等の文化・芸術のサークル活動への参加 【16.5%】
 7. 市民が参加してプロと一緒に作りあげる舞台や展覧会など創作活動への参加 【5.3%】
 8. その他（具体的に： _____ ） 【2.5%】
 9. 特に上記のような活動に参加したいと思わない 【35.9%】
- 【無回答 6.3%】

問9

あなたは、日常生活の中で、優れた文化・芸術を鑑賞したり、自ら文化・芸術活動を行うことは大切だと思いますか。（1つに○印）

1. 大切だと思う 【44.4%】
 2. どちらかという大切 【32.3%】
 3. どちらともいえない 【18.2%】
 4. 大切ではないと思う 【1.1%】
- 【無回答 4.0%】

問10

あなたは、市内には、文化・芸術活動や興味のあることを学んだり、参加したりする機会がどの程度あると思いますか。（1つに○印）

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. ある 【4.4%】 | 3. あまりない 【54.5%】 |
| 2. まあまあある 【21.8%】 | 4. まったくない 【12.9%】 |
- 【無回答 6.3%】

問11 あなたは、次の施設を知っていますか。(それぞれ1または2に○印)

施設名	1. 知っている	2. 知らない	無回答
① 嬉野市公会堂	【86.0%】	【9.5%】	【4.4%】
② 嬉野市社会文化会館（リバティ）	【65.3%】	【26.8%】	【7.8%】
③ 嬉野市体育館	【83.3%】	【11.2%】	【5.5%】
④ 嬉野市公民館（塩田・嬉野・吉田）	【71.2%】	【20.7%】	【8.0%】
⑤ 嬉野市文化センター	【64.3%】	【26.2%】	【9.5%】
⑥ 楠風館	【68.9%】	【21.4%】	【9.7%】

※問11で「1. 知っている」に○をつけた方にうかがいます。

問11 付問 利用頻度はどのくらいですか。昨年1年間に利用しましたか。(それぞれに○印)

	利用頻度						昨年1年間の利用経験		
	知っているが利用したことはない	1、2度利用したことがある	数回利用したことがある	何度も利用している	無回答		ある	ない	無回答
① 嬉野市公会堂	【45.5%】	【22.9%】	【14.5%】	【5.2%】	【12.0%】	➔	【41.6%】	【36.4%】	【22.0%】
② 嬉野市社会文化会館（リバティ）	【66.0%】	【17.8%】	【4.5%】	【1.0%】	【10.7%】	➔	【69.4%】	【2.8%】	【27.8%】
③ 嬉野市体育館	【51.5%】	【20.3%】	【9.9%】	【6.6%】	【11.7%】	➔	【37.9%】	【36.6%】	【25.5%】
④ 嬉野市公民館（塩田・嬉野・吉田）	【43.3%】	【16.9%】	【13.9%】	【11.9%】	【13.9%】	➔	【53.5%】	【22.2%】	【24.3%】
⑤ 嬉野市文化センター	【52.3%】	【13.8%】	【10.5%】	【10.2%】	【13.2%】	➔	【58.1%】	【26.7%】	【15.2%】
⑥ 楠風館	【56.7%】	【15.6%】	【9.8%】	【9.5%】	【8.3%】	➔	【50.0%】	【31.6%】	【18.4%】

問12

あなたは、市内にある次の文化財を知っていますか。
(それぞれ1または2に○印)

指定	名称(種別)	1. 知っている	2. 知らない	無回答
国指定	① 西岡家住宅(重要文化財)	【37.4%】	【54.3%】	【8.2%】
	② 木造不動明王及び二童子像(重要文化財)	【30.7%】	【60.0%】	【9.3%】
	③ 不動山窯跡(史跡)	【23.0%】	【67.4%】	【9.5%】
	④ 嬉野の大チャノキ(天然記念物)	【68.1%】	【27.7%】	【4.2%】
	⑤ カササギ生息地(天然記念物)	【14.8%】	【74.0%】	【11.2%】
選定	⑥ 嬉野市塩田津(重要伝統的建造物群保存地区)	【61.9%】	【30.2%】	【7.8%】
登録文化財	⑦ 杉光陶器店主屋・一の蔵・二の蔵・三の蔵	【27.7%】	【63.0%】	【9.3%】
	⑧ 池田家住宅主屋・座像・石垣	【15.0%】	【74.6%】	【10.4%】
県指定	⑨ 石造眼鏡橋(重要文化財)	【24.7%】	【64.1%】	【11.2%】
	⑩ 木造神像及び仏像(重要文化財)	【7.4%】	【80.1%】	【12.5%】
	⑪ 両岩の小浮立(重要無形民俗文化財)	【27.3%】	【63.2%】	【9.5%】
	⑫ 唐泉山の椎の天然林(天然記念物)	【20.7%】	【69.1%】	【10.1%】
市指定	⑬ 明治初期の本村地籍図(重要文化財)	【2.5%】	【85.8%】	【11.6%】
	⑭ 西山陶山社(史跡)	【8.2%】	【80.3%】	【11.4%】
	⑮ 天保5年銘の唐箕(重要有形民俗文化財)	【2.1%】	【86.3%】	【11.6%】
	⑯ 畦川内綾竹踊り(重要無形民俗文化財)	【10.4%】	【78.6%】	【11.0%】
	⑰ 千室神社のクスノキ(天然記念物)	【11.0%】	【78.9%】	【10.1%】

問13

嬉野市の文化・芸術分野の活動を活発にするために必要だと思うことは何ですか。(3つまで○印)

1. 質の高い文化・芸術を鑑賞・体験する機会を充実させる【32.3%】
 2. 四季折々の観光イベントを充実させる【35.3%】
 3. 他市や外国との文化交流に力を入れる【9.9%】
 4. 古い建物や伝統工芸など文化資源を継承・保存する【24.9%】
 5. 地域に伝わる伝統芸能・郷土芸能などを記録保存し、後継者を育成する【30.4%】
 6. 文化芸術施設など文化・芸術の活動場所を充実させる【14.2%】
 7. 文化・芸術活動を通じて子どもたちを育む環境を整える【28.8%】
 8. 市外の作家・アーティストなどが滞在して創作活動ができるようにする【11.0%】
 9. 地域の文化的な良さを広く情報発信する【19.5%】
 10. バリアフリーなど、だれもが文化施設を利用しやすい環境を整える【23.3%】
 11. その他(具体的に：)【1.9%】
 12. 分からない【10.6%】
- 【無回答 4.0%】

問14

嬉野市が催し物を行うことで、どのようなまちになってほしいと思いますか。(2つまで○印)

1. 催し物の企画・運営などに市民が参加し、協力しながらみんなでつくっていくまち【30.9%】
 2. 身近な場所の催し物への参加を通じて、子どもや高齢者、住民同士や訪れる人との心が通い合う関係の住みやすいまち【55.4%】
 3. 催し物に同じ関心を持つ人同士が集まり、新しい交流が生まれるまち【24.3%】
 4. 発信力のある催し物で、外国人・観光客など多くの人が訪れるにぎわいのあるまち【40.8%】
 5. その他（具体的に：)【1.9%】
 6. 特にない【6.8%】
- 【無回答 4.2%】

問15

あなたにとって嬉野のまちの文化的イメージ・シンボルとして思い浮かぶものは何ですか。(3つまで○印)

1. 田園風景やまち並みが美しい嬉野の風景【22.4%】
 2. うれしの茶【66.4%】
 3. 嬉野温泉【77.0%】
 4. 「塩田津」や大正時代の蔵など歴史的遺産や建物【19.9%】
 5. 浮立などの伝統文化、伝統芸能など【16.3%】
 6. 百年桜、ふれあいふじ棚通りなど【9.5%】
 7. 長崎街道【16.9%】
 8. 夏祭り・秋祭り【19.9%】
 9. その他（具体的に：)【2.1%】
 10. 特に思い浮かぶようなものはない【4.4%】
- 【無回答 0.8%】

嬉野市内で文化・芸術の鑑賞や活動をする上でのご要望・ご提案がありましたら、ご自由にご記入ください。

〈自由意見〉

記述あり【23.5%】

記述なし【76.5%】

ご協力ありがとうございました。

小中学生アンケート

■全体結果【回答率 %】《小中学生》

嬉野市の文化について アンケートのおねがい

このアンケートは、みなさんがふだん接している文化についておたずねするものです。

学校や地域での学習や遊びなど、まちづくりの参考にするためのものです。アンケートの対象は、市内の小学5年生から中学3年生のみなさんです。

名前を書く必要はありませんので、素直にお答えください。

平成27年2月

嬉野市長 谷口太一郎

問1 あなたのことについて、(1)と(2)それぞれ1つに○をつけてください。

(1) あなたの性別	1. 男子【51.0%】 【無回答 0.2%】	2. 女子【48.7%】
(2) あなたの学年	1. 小学5年生【19.4%】 3. 中学1年生【18.7%】 5. 中学3年生【20.2%】	2. 小学6年生【20.7%】 4. 中学2年生【20.3%】 【無回答 0.6%】

問2 あなたは、嬉野市が好きですか。
(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 好き【45.5%】
 2. どちらかといえば好き【24.7%】
 3. 好きでもきらいでもない【25.9%】
 4. どちらかといえばきらい【1.8%】
 5. きらい【1.8%】
- 【無回答 0.2%】

問6

あなたは、市内にある次の文化財^{ぶんかざい}を知っていますか。
 (知っているものすべてに○をつけてください。)

1. 西岡家住宅^{にしおかけしゅうたく} (国指定重要文化財) 【28.5%】
 2. 木造不動明王および二童子像^{もくぞうふどうみょうおう にどうしぞう} (国指定重要文化財) 【8.7%】
 3. 不動山窯跡^{ふどうやまかまあと} (国指定史跡) 【10.2%】
 4. 嬉野の大チャノキ^{おお} (国指定天然記念物) 【51.4%】
 5. カササギ生息地^{せいそくち} (国指定天然記念物) 【5.5%】
 6. 嬉野市塩田津^{しおたつ} (重要伝統的建造物群保存地区) 【55.4%】
 7. 杉光陶器店主屋・一の蔵^{くら}・二の蔵^{くら}・三の蔵^{くら} (登録文化財) 【13.8%】
 8. 池田家住宅主屋^{いけだけしゅうたくおもや}・座像^{ざぞう}・石垣^{いしがき} (登録文化財) 【5.5%】
 9. 石造眼鏡橋^{せきぞうめがねばし} (県指定重要文化財) 【15.4%】
 10. 木造神像および仏像^{もくぞうしんぞう ぶつぞう} (県指定重要文化財) 【3.7%】
 11. 両岩の小浮立^{もろいわ こぶりゅう} (県指定重要無形民俗文化財) 【9.1%】
 12. 唐泉山の椎の天然林^{とうせんざん しい} (県指定天然記念物) 【9.7%】
 13. 明治初期の本村地籍図^{ほんむらちせきず} (市指定重要文化財) 【1.1%】
 14. 西山陶山社^{にしやまとうざんしゃ} (市指定史跡) 【2.4%】
 15. 天保5年銘の唐箕^{てんほ めい とうみ} (市指定重要有形民俗文化財) 【0.6%】
 16. 畦川内綾竹踊り^{あぜかわちのあやたけおど} (市指定重要無形民俗文化財) 【2.3%】
 17. 千室神社のクスノキ^{ちむろ} (市指定天然記念物) 【5.8%】
 18. どれも知らない 【14.2%】
- 【無回答 1.0%】

問7

あなたは、ここにあげる施設に行ったことがありますか。また知っていますか。
(①から⑥について、あてはまる番号に1つずつ○をつけてください。)

	何度も行ったことがある	1、2度行ったことがある	知っているが行ったことはない	知らない	無回答
①嬉野市公会堂	【32.2%】	【33.0%】	【15.5%】	【17.7%】	【1.7%】
②嬉野市社会文化会館 (リバティ)	【8.7%】	【26.2%】	【42.5%】	【20.2%】	【2.4%】
③嬉野市体育館	【48.2%】	【28.9%】	【11.5%】	【8.5%】	【2.9%】
④嬉野市公民館 (塩田・嬉野・吉田)	【30.7%】	【26.3%】	【19.4%】	【20.9%】	【2.6%】
⑤嬉野市文化センター	【23.4%】	【17.3%】	【23.5%】	【33.0%】	【2.8%】
⑥楠風館 <small>なんぷうかん</small>	【50.4%】	【18.0%】	【12.0%】	【18.1%】	【1.5%】

問8

嬉野市が「文化が盛んなまち」になるために、とくに大切だと思うことは何ですか。(とくに大切だと思うものに3つまで○をつけてください。)

1. 市内で音楽会や^{てんらんかい}展覧会をたくさんおこなうこと 【31.7%】
 2. 市民が中心になって観光客や外国人と交流するイベントをおこなうこと 【48.6%】
 3. 市内の学校で^{すいそうがく}吹奏楽や合唱、^{えんげき}演劇などが盛んになること 【23.3%】
 4. 歴史のある古い建物や^{まちな}町並みを保存してきれいにすること 【54.7%】
 5. 楽器や歌・ダンスの練習場所など市民が活動する環境が整っていること 【23.1%】
 6. 嬉野市の歴史や文化財について学習する人が増えること 【27.7%】
 7. 分からない 【13.9%】
- 【無回答 2.1%】

問9

嬉野市内で文化・芸術の鑑賞や活動をする上でのご要望・ご提案がありましたら、ご自由にご記入ください。

〈自由意見〉

記述あり【87.9%】

記述なし【12.1%】

アンケートのご協力、ありがとうございました。

嬉野市文化振興基本計画

平成28年3月

発行 佐賀県嬉野市
編集 嬉野市市民福祉部文化・スポーツ振興課
〒849-1492
佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地
電話 0954-66-3111(代表) FAX 0954-66-3119(代表)
ホームページ <http://www.city.ureshino.lg.jp>
